

平成30年宇治田原町予算特別委員会

平成30年12月14日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第67号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）  
（総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分）
- 日程第2 議案第72号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を制定するについて
- 日程第3 議案第73号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改  
正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第74号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第70号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第6 議案第71号 平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第67号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）  
（健康福祉部、教育委員会所管分）
- 日程第8 議案第68号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）  
補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第69号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2  
号）

1. 出席委員

委員長	10番	浅田晃弘	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本精	委員
	3番	今西久美子	委員
	4番	垣内秋弘	委員
	5番	田中修	委員
	6番	原田周一	委員

7番	馬場	哉	委員
8番	松本	健治	委員
9番	谷口	重和	委員
12番	谷口	整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷	信夫	君
教育長	奥村	博巳	君
総務部長	奥谷	明	君
健康福祉部長	久野村	観光	君
建設事業部長	野田	泰生	君
まちづくり整備推進担当部長	黒川	剛	君
教育部長	光嶋	隆	君
総務課長	清水	清	君
企画財政課長	矢野	里志	君
企画財政課課長補佐	岡崎	一男	君
介護医療課長	廣島	照美	君
介護医療課課長補佐	塚本	吏	君
健康児童課長	立原	信子	君
建設環境課長	垣内	清文	君
上下水道課長	青山	公紀	君
上下水道課課長補佐	垣内	紀男	君
学校教育課長	岩井	直子	君
学校教育課課長補佐	細矢	和彦	君
社会教育課課長補佐	下岡	浩喜	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 村山和弘 君  
庶務係 長 太田智子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る12月5日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第67号、平成30年度一般会計補正予算（第4号）をはじめとする各会計補正予算5議案及び関係条例の改正3議案を合わせて合計8議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで町長からご挨拶をお受けしたいと思います。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

12月定例会も12月5日に開会をいただきまして、12月10日には一般質問、また12月12日には総務建設常任委員会、昨日は文教厚生常任委員会ということで、大変ご苦勞さまでございました。また、本日は予算特別委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。どうぞ最後までよろしく願いを申し上げます。

なお、本日、山下副町長及び木原産業観光課長につきましては、東京、日本橋プラザで本日開催されます第72回全国お茶まつり式典に出席のために本委員会を欠席させていただいておりますので、何とぞよろしく願いを申し上げます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第67号から議案第74号までの合計8議案でございます。大変お世話になります浅田晃弘委員長様、また藤本英樹副委員長様におかれましては大変ご苦勞おかけいたしますが、どうか最後までよろしく願いを申し上げますとともに、慎重な審査を賜りましてご可決いただけますようお願いを申し上げます、甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように、常任委員会所管ごとの審査とし、

まず総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分より行うことといたします。討論、採決にあつては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。また、先に一般会計補正予算、続いて所管の特別会計補正予算の順で進めていきます。関係条例につきましても、補正予算説明後あわせて議題といたします。

---

### ◎議案第67号の説明

○委員長（浅田晃弘） これより議事に入ります。日程第1、議案第67号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから議案第67号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）をご説明申し上げます。

第67号の議案書、また付属しております主要事項調書、また横長の概要の表ということでこの3種類を用いましてご説明をさせていただきたいと思います。また、あわせて追加で宇治田原町ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の概要ということで別で1枚ものをお配りをさせていただいておりますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

まず、議案書のほうでございますが、今回の補正予算歳入歳出それぞれ5,006万2,000円を追加をさせていただきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ61億7,842万6,000円とさせていただくものでございます。

それでは、まず総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分に係ります補正の主なものにつきまして、この横表を用いましてご説明をさせていただきたいと思います。

補正予算概要の横表をごらんいただきたいと思います。

まず、1番、総務課所管、職員人件費470万8,000円の追加補正でございます。人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また平成30年度の人事異動等に伴います職員人件費の補正でございます。

続きまして、2番、企画財政課所管、地域福祉振興基金積立512万2,000円の追加補正でございます。これは福祉にご活用いただきたいということで3名の方からご寄附をいただきましたことから、これをそのまま地域福祉振興基金のほうに積み立てをさせていただくものでございます。

続きまして、3番、企画財政課所管、空家等総合対策事業費182万円の追加補正で

ございます。これは、適切な管理がなされておらず、危険な状態で放置されている空き家等の除却工事に係る費用の一部を補助する経費を追加するもので、財源といたしまして91万円が国庫補助金でございます。

続きまして、7番、建設環境課所管、地籍調査事業費530万4,000円の追加補正でございます。現在、進めております地籍調査事業につきまして府補助金であります国土調査費補助金の追加交付に伴い、大字立川の一部の所有者調査等を実施する経費を補正するもので、397万8,000円が府補助金でございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

8番、建設環境課所管、ブロック塀等撤去工事支援事業費75万円の追加補正でございます。こちらにつきましては、別でお配りをさせていただいております主要事項調書、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

主要事項調書の1ページをごらんいただきたいと思います。

趣旨といたしまして、地震に備えた建築物の安全対策を推進するため、民間ブロック塀等の撤去費用の一部を補助することで、道路通行者等の安全確保を図るもので、補助対象要件といたしまして道路及び一般の通行の用に供する道、公園等に面するブロック塀で安全性に問題があるものに対しまして補助を行うものでございます。

補助額といたしましては、撤去に要する経費の4分の3、15万円を上限として補助するものでございます。

なお、交付要綱の概要や補助金の交付事例につきましては、先ほど申し上げました予算特別委員会の資料といたしまして、両面刷りの資料を別途お配りをさせていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

交付要綱の施行につきましては、来年1月1日を予定しておりますが、適用につきましては、大阪府北部地震発生6月18日に遡及し、適用し、年度につきましては平成31年度までの時限措置として考えております。

予算の計上といたしましては、遡及分は国・府の補助対象とならないことから、一般財源で補助上限額を2件分、国・府の補助対象となる1月1日以降分につきましては3件分計上させていただいており、この3件分につきましては特定財源を計上させていただいております。

また、横表のほうにお戻りをいただきたいと思います。

続きまして、9番、産業観光課所管、農業委員会運営費21万1,000円の追加補正でございます。農業委員会の農地台帳システムに遊休農地の利用調査等の府内統一様

式を導入するための改修に伴う補正でございまして、全額府補助金によるものでございます。

続きまして、10番、産業観光課所管、農林業振興事業費補助金280万9,000円の追加でございます。平成30年7月豪雨、台風12号及び20号により被災したパイプハウスや宇治茶の生産施設等の復旧及び撤去に要する経費に対する補助を行うものでございまして、全額府補助金によるものでございます。

続きまして、11番、上下水道課所管、公共下水道事業特別会計繰出金19万4,000円の追加補正でございます。こちらにつきましては、人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正に伴います繰出金の追加でございます。

続きまして、14番、議会事務局所管、議員報酬等17万7,000円の追加補正でございます。これにつきましては、制度改正等に伴います議員報酬等の追加額でございます。

以上、最後2ページの合計欄をごらんいただきたいと思います。

ただいま総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分のみ申し上げましたが、補正予算総額といたしまして5,006万2,000円、財源の内訳といたしましては、国の補助金、負担金が607万2,000円、府の補助金、負担金が732万8,000円、寄附金が512万2,000円、町債が2,560万円に対しまして一般財源を594万円充当させていただいております。この594万円につきましては、前年度の繰越金を財源として充当させていただいているものでございます。

以上、まずは総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分のご説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第72号から議案第74号の説明

○委員長（浅田晃弘） 次に、人件費補正予算に関連いたします議案として日程第2、議案第72号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて及び日程第3、議案第73号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて並びに日程第4、議案第74号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてをあわせて議題といたします。

まず、当局より説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） それでは、私のほうから議案第72号、議案第73号及び議案第74号につきまして順次説明をさせていただきます。

議案第72号、議案第73号、議案第74号の議案書の最後にそれぞれ概要のほう付けさせていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第72号につきましては、平成30年8月10日の人事院勧告を受けまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をはじめとする改正給与法が第197回臨時国会にて可決成立し、本年11月30日に公布及び施行されたことに伴いまして、本町におきましてこれに準じて改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず(1)といたしまして、勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、一般職員1.8月を1.85月に、管理職員2.2月を2.25月に改正するものでございます。

(2)給料表の見直しにつきましては、若年層を重点的に引き上げることを基本といたしまして、平均0.2%、400円の引き上げをいたしたく提案させていただくものでございます。

次に、議案第73号につきましては、国における改正給与法の成立を受け、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、3.30月を3.35月に改正するものでございます。

次に、議案第74号につきましても、議案第73号と同様の理由によりまして、議員の期末手当支給率を0.05月引き上げ、3.30月を3.35月に改正するものでございます。

議案第72号、議案第73号及び議案第74号は、ともに国に準じて改正をするものでございます。

以上よろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

---

### ◎議案第67号の質疑

○委員長（浅田晃弘） それでは、日程第1から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第67号に係る総務部、会計課、議会事務局、建設事業部所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） まず、ブロック塀の撤去工事支援事業でございます。



これに関して、公共のところとは別に民間のところについての洗い出しとかそういったところはされるんですか。それとも申告で、要するに行くのか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 民間ブロック塀につきまして、町のほうで調査はいたしません。

ただ、やはり住民さんのほうからご相談とか、それから今おっしゃられましたように申請等がございましたら、現場を確認しながら状況のほうは把握していきたいというふうに考えております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 施主さんが危険だという思いがない場合、例えばそのブロック塀がゆがんでおったり、あるいはまた危険を有するような状態であっても、施主からの申し出がない場合は、他人、第三者が見て、これ危ないと思ってもそのままの状態で行くのか。いや、それはもう第三者から見て危ないから、これはやらないかんというふうに判断して、逆に補助金をつけて施主にやってもらうような方向にもっていくのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 個人の財産にもなっておりますので、今、垣内委員がおっしゃられましたように、町のほうからなかなか出向いてということは難しいと考えております。

ただ、近隣住民の方々から、例えば自治会とかそういったところでご相談があれば、我々のほうでまた対応するなりできると考えておりますので、そのあたりは臨機応変に対応したいと考えております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） これは1年余りの期限があるわけですがけれども、一応住民への周知等々についてはどういうふうな形でされるのか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今回、この補正が可決いただきました後に、また来月から実施ということになりますので、いわゆる町民の窓、町の広報紙を通じまして皆さんにご周知したいというふうに考えております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 先ほどありましたように、個人の所有物である以上、やはり個人の

意志を尊重するということだろうと思うんですけども、周りの例えば自治会とか区とかそういったところから、いや、ここはどうしても危ないぞという申告があれば、それは町としても一応判断材料にしながら、施主と地権者と調整を図るなり、またいろんな形で工事に際しての説明等々実施、そこまで実施するのかどうか、そこら辺、ちょっと伺いたいと。

それとあわせて、例えば今現在住んでいないとか、空き家の状態のところについて辿って行って、調査をしながら、どうしてもここは危ないと、対応せないかんというところまで積極的に対応するのか、そこら辺も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 先ほどもご答弁申し上げましたように、積極性という意味ではなるべく危険なところは回避したいと、それは思いは持っております。

ただ、ご相談の内容とか、それと今、後からおっしゃられました空き家の関係ですね。そういったところは、我々役場全体で、例えば防災であったりとか、空き家対策であったりとか、それから我々のような道路管理者であったりとかというところと連携しながら、もちろん自治会、区長さん、自治会長さんらとご相談しながら、やって進めていきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 今回、国なり府なりの補助金を利用してということが中心になりますと、できるだけこの際にこういった危ない危険箇所に伴うところについては、対応していったほうがいいと思うんですが、そういった部分ではやはり75万の補正額を組んでおられますけれども、そこら辺の額を超えても一応対応していこうという最初の腹づもりといたしますか、予算は見越しているのか、その辺を聞きたいですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時22分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） ただいまのご質問の予算的な状況でございますが、まずは今回、予算上でさせていただいている範囲内で進めさせていただきまして、それでもなお足りないというような状態になりますれば、予算的に例えば流用対応でいけるものか、また改めて補正をお願いすべき状態になるのか、そのあたりは今後の状況によりまして、ま

た議会ともご相談申し上げる中、進めたいと考えております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 75万ということでマックス大体でいきますと15万掛ける5件でもう75万になるわけで、それ以上のものが出てきたら、プラスアルファでも考えたいということでございますので、この際できるだけ多くといいますか、危ないところについては洗い出しをしてやるように。それと、周知だけはきちっと徹底して周知をお願いしたいと思います。また、区・自治会のほうから上がってくれば、積極的に拾い上げていただいて、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませぬか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の垣内委員にも一部かぶるんですけども、補助対象になっている以下のすべての要件という中で、安全性に問題があるブロック塀等であることというところですけども、ここは例えば専門家が判断したりするんでしょうか。それとも、町職員が申請に基づいて、町職員さんが判断するのかどうなっているんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今の安全性の判断というところになりますけれども、これ申請の段階になりますと、我々でも現地を確認することが可能ですし、セルフチェックとしましては、実は国交省のほうからブロック塀の点検のチェックポイントというのが出されております。そういった内容を皆さんにご周知することで確認ができます。

ちなみに、塀は高過ぎないかどうか、塀の厚さは十分にあるか、控え壁はあるか、基礎があるのか、健全な塀であるか、例えば揺らしてみても、ぐらぐらしはないかとかですね。あとは、鉄筋が入っているかどうか。そういったところをチェック項目として入ってございますので、そういった項目に不適合になったというところがこの補助の対象になりますよというふうにご周知申し上げたいと思ひますので、わかりやすいんじゃないかと思ひます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、簡易チェックでそういうチェックポイントがあるので、申請の段階で申請者の方から相談を受けたときに、そのような点が1つでも該当する場合は申請を受け付けるというそういうことでよかったですね。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） はい、そのとおりでございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） そうなると、先ほど垣内さんもおっしゃりましたけれども、5件で予算が足りるのかどうかという部分もありますので、来年度また予算化するかどうか、また調整はしていただきたいと思っておりますけれども、できる限りこの31年度、来年度しか補助金につかないのかどうかよくわかりませんが、その点も含めてできるだけ危ない場所を撤去していただけるように、ちょっとPRというか、周知の部分は工夫をしていただいて、ぜひそういう危険な場所は撤去していただくように、住民さんにもよろしくご協力をお願いしたいということで万事当たっていただくようお願いをいたします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかに。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 今回の6番の補足ですけれども、ブロック塀が傷んでいるとか、危険な状態であって初めてそこで新しくしたら補助を出すと。それ以外に、鋼製、鉄製にするとか、土塀にするとか、はたまたRCでコンクリート壁にするとか、そういうまた改善することによっては補助金は出るのか出えへんのか、それをちょっと確認したいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今回の補助金につきましては、ブロック塀の撤去に関する補助でございます。今、谷口委員がおっしゃられました例えばやりかえとか、新たに例えばブロックを積み直すとかというところに対しては、補助は、今これは出てございませんので、今現段階では補助金の交付は考えていないところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。撤去費用ということで、ということは撤去して更地にさせていただいて、次に新しくブロックを創壁の場合、それに対してやっぱり補助金をつけないと、やりかえる人がまた一考するのではないかと、それもちょっと考えるんですけども、それについてはどうですか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 昨今、この台風、それから地震、豪雨ですね、近隣市町の状況を見ますと、あるところでは、今おっしゃられましたように例えば植木をするとかというところのその補助も出されているところもございます。

ただ、本町の場合もそれは検討の中身には加えましたが、道路管理者としましては、道路沿いのブロック塀から例えば植木に変わった場合、これは個人さんの剪定が非常にきちりしていただかないと、道路管理者としても支障が出る場合があったので、今回、

国・府からの補助をいただいている撤去費のみの補助交付というふうにご考えておまして、今回のいわゆる補正をさせていただこうと思っているのはその部分でございますので、今後はこういった状況になるのかがありますけれども、今の段階ではそういったところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。できれば、また改築の場合も補助の出るように、これはもう要望しておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） ブロック塀ばかりで申し訳ないんですけども、今、谷口委員のおっしゃった改修ですね。危険なブロック塀をなくすということが必要なことやと思うんですけども、この間、こういう事例があったんです。地震の影響か何かわからないんですけども、一部ブロック塀が剥がれていて、割れていて、中の鉄骨がもうむき出しになっていて、錆びていたと。近所の方がちょっとあれ危ないんちゃうかみたいなお話があって、ちょっと他の議員さんにもお世話になって、自分で修理をされたんですね。修理をされたことで、それは一定安全になったんですね。例えばその控え壁をつけるとか、安全に改修をするということについて、私もやはり補助というのは出していきべきじゃないかなというふうに思っております。

それともう1点、垣内委員からもありましたけれども、周知ですね。先ほど広報紙で周知するというふうにおっしゃいましたけれども、あちこちのホームページをちょっと見てみたんですけども、きちんとビラを、チラシをつくって、ホームページにアップされておりました。これは住民さんの意識を、危険なブロック塀に対する意識を高めることが非常に大事やというふうに思うんですね。そのための補助金じゃないかなと、そういうきっかけになるような補助金だというふうに私は認識しているんですけども、そういう意味では本当にしっかり周知をする必要があると思うんです。垣内委員もおっしゃいましたけれども、広報紙だけは非常に不十分だというふうに思っていますし、そういう積極的な広報についてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） もちろん積極的にきっちりと住民さんのほうに周知していくように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 区長会等々も通じて、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、議案第73号についても今質問していいんですよね。特別職の職員で常勤のほうの……

○委員長（浅田晃弘） 73号については、後ほどございますのでよろしいですか。

○委員（今西久美子） 説明あったのに後ですね。

○委員長（浅田晃弘） はい。

ほかにございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） すみません、ちょっと1つだけ確認したいところがありまして、概要の3番の空家総合対策事業で、180万円、182万円計上されていますけれども、ちょっとわかっていないので教えてもらいたいですけれども、この補助率と、今回何件あったかという点だけ少し教えてもらえたらと思います。

○委員長（浅田晃弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 空き家等の除却支援事業の補助金でございますけれども、こちらにつきましては町のほうで交付規則を定めておりまして、そちらの中では交付対象の空き家としましては、町内にある空き家また個人が所有する空き家、また公共事業等の補償の対象となっていないものというのが基本の要件でありまして、それプラス住宅改良法等に規定する不良住宅であること、また特定空き家もしくは要観察空き家と判断されたものというような空き家の条件がございます。

補助率につきましては、対象工事費用もしくは国交省が除却の工事費用を平米当たり2万6,000円という単価を設けていますので、そちらで面積を掛けていただいて、どちらか低いほうという額になります。

補助の上限といたしまして、不良住宅、こちらにつきましては補助対象経費の5分の4を補助させていただきまして、補助上限額80万円ということで考えております。また、特定空き家、要観察空き家等につきましては、補助対象経費の5分の2ということで補助上限額を40万円ということで考えているところでございます。

件数につきましては……

○委員長（浅田晃弘） 岡崎課長補佐。

○企画財政課課長補佐（岡崎一男） 件数につきましては、現在の交付決定の状況が208万2,000円交付決定しておりまして、申請相談を受けていますのが1件、上限になる予定で80万、相談を受けている状態で288万2,000円の状況でございます。今回の補正予算につきましては、当初に国のほうから2分の1の財源充当を受けますので、その補助金の交付決定に伴う補正要求ということで、国の補助金額、交付決

定額の倍の額になる、それを歳出予算として計上させていただいております。

交付実績といたしましては3件です。あと見込みが3件ということです。失礼いたしました。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） ありがとうございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第67号に係る総務部、会計課、議会事務局、建設事務局所管分につきましては終了いたします。

---

#### ◎議案第72号から議案第74号の質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第2、議案第72号について質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、最初に67号の関係で、町の職員さんの給与に関する町の考えをお聞きをしたいと思うんですけれども、ちょっとわかりにくいかな。

72号、67号ちゃう、職員の給与をどういう考えで、何をもとに町の職員さんの給与を決めているかということをお聞きをしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 議案第72号で説明させていただいた事項につきましては、これまでから国準拠という形で人事院勧告を受けまして、国準拠ということで、人勧の完全実施ということを目指して改正を行ってきたところでございまして、今年につきましても同じような形でご提案をさせていただいたというところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今まさに国に準拠して、国家公務員に合わせて、国の給料方法をもとに本町の職員さんの給料のほうも定めているということの説明があったわけですが、

そこで、国が100とすれば地方の職員のラスパイレス指数はよくいろいろと問題になるわけですが、今回、人勧ですのでこれを完全実施することによって、ラスパイがそんなに変わることがないと思うんですが、今現在、本町のラスパイレス指数は幾らでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在出ておりますのが平成29年でございまして、98.3になってございます。

それと、京都府の試算値ではございますが、平成30年では98.1ということになっております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、平成30年の速報値ですか、98.1ということで、100から見れば1.9下がっているわけですね。これよくラスパイレス指数論じられるときに、100を上回っている自治体はまあまあ目の敵のよという言葉がいいかどうかはわかりませんが、いろいろよく叩かれますけれども、逆に100を下回っている自治体についてはもっと上げたれという議論が全くなされないわけです。

このあたり、いつも私おかしいなというふうに思っておるんですが、そこでお聞きをしたいんですけれども、先ほどお答えのあったように国に準拠してということなんで、国は給料表は1から多分9か10までありますよね。本町は1から6までしか使っていない。6級は部長、課長、5級は課長補佐、4級は係長、以下主任とかということになっているはずなんですけれども、以前から私申し上げていますように、数年前までは課長で、部制度を敷いていなかった。その当時は6級でよかったと思うんですけれども、これ今、部制度を敷いて、部長と課長が同じ6級に置かれているというのは、少しこの国の給料表の考え方からすればちょっと違和感があると思うんですよね。国が職務職階給と言うてますので、各等級ごとに役付け、役付けごとの等級があると言うたほうがいいのか。

そこらからすると、やはり職員さんのモチベーションも含めて7級を導入すべきだと、これは私の個人的な思いでありますけれども、というふうに思うんですけれども、7級を導入すれば、若干ラスパイは上がるかもしれませんが、先ほど言いました100と比べる1.9の差、それが一気に100になるとは思えませんし、7級を導入すべきだと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） お答えをいたします。

現在、京都府内の町村で7級を設定されている市町村が3つございます。11町村中3つでございます。

本町といたしましては、そのあたりの近隣の市町村の動向ですね、十分見ながらその7級を設定するのがよいのか、あるいは各種加算率なり手当等で、どういうんですかね、



6級と7級の差別化を図るのがいいのか、そのあたりを十分検討なり勘案しながら今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の話で11町村中3つしか使っていないという答弁なんですけれども、ならば11町村中、部制を敷いていない町村は幾つありますか。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 申し訳ございません。ちょっと数のほうは今把握しておりません。後でまた報告させていただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 恐らく、部制を敷いている町村は7級を導入されていると思うんですよ。大半の町村、小さいところは部制を敷いていないところもあると思いますので、それを11中3しかしていないからできないという理屈にはならへんのかなと思います。

やっぱり職員さんのモチベーション等いろいろ考えたときに、部制を敷いている以上、それはそれなりの職務職階給を導入すべきだということは、私の意見として申し上げておきます。それ以上今日は申し上げませんが、意見として申し上げます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第72号につきましては終了いたします。次に、日程第3、議案第73号について質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 毎年、同じことを聞いているんですけども、財政が厳しい厳しいといつもおっしゃる中で、職員さんについてはもう本当に生活給であるし、今、谷口委員のほうからもありましたけれども、そこは一定理解もできますが、特別職の職員さん、人勧どおりというのはそこは一定理解はできるんですよ。できるんですが、やはり町長の姿勢として私はここは引き上げについては、ちょっとどうかなというふうに思っているんですが、昨年、同じようなことを聞きましたら、報酬審でその辺は審議してもらいたいというようなご答弁だったんですね。その期末手当について報酬審でというのがちょっと私もどうかと思うんですが、町長が委員会でそういうふうにご答弁されたのですから、きちんと報酬審で議論をしてもらうべきだったかと思うんですが、その辺はどうだったでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 特別職等報酬審議会につきましては、既に第1回目を実施しておるところでございます。現在、特別職等報酬審におきまして、特別職の給料月額ですね、等につきまして、近隣の自治体や類似団体の特別職の給料の額でありますとか、社会経済情勢の変化ということで、適時適切な検討をただいましていただいているところでございます。現在、そのあたりの検討をしながら、意見を求めているという時点でございます。

今回、ご提案させていただいております第73号につきましては、期末手当の支給率の改定でございますので、その部分につきましては、今申し上げました特別職等報酬審の中ではお聞きをしていない部分ということになります。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） いや、だから去年の予算特別委員会で、町長がそう言わはったんです、報酬審でその辺を議論してもらいたい。何でしてもらわへんのですか。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 特別職等報酬審では、期末手当も含めましてトータルで給料月額等につきまして、それが改定すべきものなのかどうなのかということをご審議いただいているということでございますので、去年の町長の答弁も受けまして、報酬審のほうでご議論いただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） でも、議論、まだいただいている、結果も出ていないのに、今回、提案があるわけですよね。もう上げるわけでしょう、今回、その報酬審の審議を無視して。

町長、去年の議事録をちょっと読んでみてください。確かにおっしゃっていますよ。

ちょっと町長にお聞かせ願いたいですがけれども、一昨年も私、同じことを言うたんですよ。非常に住民生活がそんなに豊かじゃない。非正規雇用的人也たくさんいる中で格差も広がってきていると。そんな中でどうなんやと。その辺のフォローは必要やというふうにおっしゃりましたけれども、今回、またぞろ上がるということについて、こんなに財政が厳しい中でと、地方紙にもそういう見出し踊っておいりましたけれども、そこはどうなんですかね。

○委員長（浅田晃弘） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほど課長から申し上げましたとおり、トータル的に報酬審に一応お諮りをしておるところでございます。近隣等々の町村等の状況も情報を提供する中で、

真剣にご審議をしていただいておりますし、財政的にという部分では、あらゆる面で私自身の行動もできるだけ公費を使わないように、そういうことも心がける中で365日24時間、そういう気持ちで行動にもあわせて取り組んでおります。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、近隣の市町というお話もありましたけれども、久御山町、非常に財政豊かですが、久御山町の町長さんよりも宇治田原町の町長さんのほうが今回の期末手当が多かったというような報道もあったので、その辺はやっぱり住民感情の点から言ってもちょっと問題であるかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 久御山町と宇治田原町の違いでございますけれども、平成19年に当初、期末手当と勤勉手当を特別職にも支給してきたところでございますけれども、勤勉手当につきまして廃止をいたしました。その関係もございまして、期末手当につきましてはそのまま支給いたしますと一般職を追い越すような額になるということで、調整率を設けたところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時51分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（清水 清） 失礼しました。訂正いたします。

一般職が特別職を追い越すという現象が生じるおそれがありましたので、一定の調整率を掛けたところでございます。それによりまして、久御山町長さんですね、より額的には大きくなったところでございますけれども、トータルで考えますと、基本月額につきましては本町より7万円、久御山町長さんのほうが多額となっております。掛け合わせますと7万円掛ける12カ月ですので84万ですか。それに比べまして、およそ期末では5万円の違いでありますのでトータルで考えますと、久御山町長を上回るようなことはございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 金額はわかりました。町長の先ほどのご答弁で、できるだけ公費

を使わないようにしているというふうなご答弁もあったところですので、そこは評価をしたいと思いますが、やっぱり毎年毎年引き上げられるということに対して、私はやっぱり町長の姿勢を問いたいというふうに思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第73号につきましては終了いたします。

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第4、議案第74号について質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第74号につきましては終了いたします。

---

#### ◎議案第70号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第5、議案第70号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、公共下水道予算（1号）補正ということでご説明させていただきたいと思います。

事前に配付させていただいております議案70号の資料、横表ということでA4版のほうを用いて、ご説明させていただきたいと思います。

議案書につきましては、7ページから10ページをごらんいただければありがたいです。

まず、横表上段の番号1なんですけれども、これにつきましては人件費ということで一般会計のほうでもご説明ありました繰出金にありましたように、給与改定に伴う補正でございます。19万4,000円でございます。

2番目、続きまして浄化槽建設事業費ということで、浄化槽の建設工事の基数が増えたということで、それに伴いまして40万の追加補正をお願いしておりますのでございます。

続きまして、議案書でいきますと、2ページ、3ページとごらんください。

今の補正に伴いまして、第2表の地方債の補正でございます。この減額につきましては

も、この浄化槽の財源といたしまして40万円を増額をさせていただいておるところでございます。トータルといたしましては、歳入が6億9,558万9,000円から59万4,000円の減額をさせていただきまして、6億9,618万3,000円ということで歳出のほうも同額ということで補正をさせていただいたおるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第70号につきましては終了いたします。

---

#### ◎議案第71号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第6、議案第71号、平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、続きまして、水道事業予算（1号）補正ということでご説明させていただきます。

同じく横表を用いて説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議案書では15ページから17ページをごらんいただければと思います。

それでは、横表資料の1ページ、歳入でございます。基本的収入では、1番、第4の拡張事業債におきまして公共下水道事業に係る布設替え、水道の単独費の費用分を310万円追加させていただいております。

2番目でございます。移設工事委託金につきましては、公共下水道に係る下水道側からの負担金ということで2,429万円を追加させていただいておるところでございます。

続きまして、歳出でございますが、2ページ目の横表をお願いいたします。

収益的支出ということで1番目、職員人件費でございます。給与改定及び人事異動等に伴うもので165万6,000円を追加させていただくものでございます。

続きまして、資本的支出では2番目、職員人件費、これにつきましても給与改定に伴うもので10万4,000円を追加させていただき、またその次の3番目なんですけれ

ども、建設改良費の配水設備改良費の配水管移設工事ということで、それに伴う事業費、公共下水道事業に伴う配水管移設工事の委託費ということでそれに要する経費を2,188万2,000円ということで、それぞれ増額補正をお願いしておるものでございます。簡単ですけども、以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第71号につきましては終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時02分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第67号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 日程第7、議案第67号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして再度、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）中、健康福祉部、教育委員会所管分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

また横表のほうをごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

まず、4番、介護医療課所管、国民健康保険特別会計繰出金349万8,000円の減額補正でございます。人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また平成30年度の人事異動等により繰出金の減額でございます。

続きまして、5番、介護医療課所管、介護保険特別会計繰出金70万7,000円の減額補正でございます。こちらにつきましても人事院勧告に基づき、これに準拠いたします本町の給与改定及び制度改正、また平成30年度の人事異動に伴います繰出金の減額でございます。

続きまして、6番、健康児童課所管、児童手当支給事業費185万円の追加補正でございます。児童手当支給対象者の増加に伴います児童手当の追加でございます。財源といたしましては、ルール分といたしまして国庫負担金141万8,000円、府負担金21万8,000円、一般財源21万4,000円でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

12番、学校教育課所管、小学校ブロック塀等改修事業費1,056万円の追加補正でございます。

こちらにつきましては、主要事項調書の2ページをごらんいただきたいと思います。

大阪府北部地震でも安全性が問題となったブロック塀について、本町の小学校で倒壊の危険性のあるブロック塀等について改修を行うものでございます。具体的には、田原小学校グラウンド北側の国道307号線沿いに設置している基礎部分がブロックとなっている防音壁を撤去し、新たにフェンスを設置をするもの。また、宇治田原小学校グラウンド内に設置しておりますブロック積みの投てき板を撤去するものでございます。

財源といたしましては、国の補正予算で新たな制度が創設されましたことから、それを活用し、国庫補助金351万9,000円、町債700万円、一般財源4万1,000円を計上しております。

続きまして、13番、社会教育課所管、図書館空調等更新事業費2,076万2,000円の追加補正でございます。9月補正でご可決をいただきました図書館空調等更新工事の設計のほうは完了いたしましたことから、今回工事費等を追加するものでございます。

財源といたしましては、1,860万円が町債、一般財源で216万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費の補正でございます。先ほど申し上げました社会教育課所管、図書館空調等更新事業費につきまして空調機器の生産に時間を要し、工期が後年度にわたりますことから2,076万2,000円を限度としまして繰越明許費を補正するものでございます。

以上、健康福祉部、教育委員会所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

議案第67号に係る健康福祉部、教育委員会所管分について質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 12番の小学校のブロック塀の件ね、これ新たにフェンスを設置するとありますけれども、このフェンスの詳細はもうわかりますか。

○委員長（浅田晃弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 新たなフェンスといたしましては、普通のフェンスになっております。メッキ加工になります。一応基本的にはメッシュフェンスになります。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、メッシュという答弁がありましたけれども、メッシュの場合、防音対策はどうなるのか、教室は遠いけれども。それでもまだトラックとか結構大きい騒音が出た場合、今の防音壁を撤去してフェンスにした場合、影響はあるのかないのか。それは調査はしておられますか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 当該防音壁が設置されましたのは、国道307号線のバイパスの補償工事において、今から40数年前に京都府の工事で設置されたものでございます。当時は、学校施設において空調機等の設備もしておりませんでしたので、どうしてもその騒音というものが気になるということで設置をされたというふうに伝え聞いております。

今般、防音壁の追加ということも調査の中では検討いたしましたけれども、かなり以前からも空調機も完備をしておりますし、それとあわせてあそこに高木が立っておりますので、そういったことで一定音を遮るという役割を果たしておると判断のもとにフェンスの構造はメッシュ式、一般的なネットフェンスと言われるやつにしたところでございます。

仕様につきましては、校舎西側の町道沿いに設置しておりますフェンスと同様のものというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 問題がないということであれば、それはそれで結構です。わかりました。以上で終わります。

○委員長（浅田晃弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 今の関連なんですけれども、私も随分学校のほうはちょこちょこ行っていますので、実感としてわかるんですが、今のやりとりの中で私もちょっと思っておったのが、フェンスにした場合の音の関係、今まで従前からそういう形でやっていた



防音壁の関係、今、特にそういう室内の何ていうんですかね、遮音というかそういうことがあるんで大丈夫だろうというふうにもお答えいただいたんですけども、しかしあそこにおいて一番気になるのはやっぱり車の、特にトラックの音なんですね。多分行かれています方は随分、車両が、例えばよく聞こえるのがものすごい何ていうんですかね、ああいうトラックの大きい、空のときが特にやかましい、そういう音がかなりの頻度で通りますから。振動と、それから中の荷台のコンテナみたいな形のやつ、結構あれ通るので、だから本当にそういう今、わかりましたという話やったんですけども、そのことについてはもう少しやっぱり調査してもらったのかどうか、それがちょっと疑問に感じました、今の答弁で。ちょっとその辺はもう一度お聞きしたいなというふうに思っています。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） この件に関しては、建設の所管にはなるんでございますけれども、国道域におけます騒音問題、これがかねてよりいろんな場面で質問をいただくことがあるんでございますけれども、京都府等の測定でいきましても、国道施設に防音壁を設置する基準にはないということが一つございましたものですから、そういったことを基本に置いて、今、学校の、いわゆる校舎のところで騒音測定はしておりません。ただ、従来のそういう測定データに基づき考えたことと、それと先ほどの繰り返しになりますけれども、今の建物の構造ですとか、あるいは樹木の植栽等があるということによって大丈夫であろうという判断をしたところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 今、多分そうだったんだろうなと思いますけれども、これ設置された時期が随分前でありますので、状況がその変化はあるのかもしれませんが、交通量は確実に増えているわけですね。ですから、ちょっとああいう今自体は防音壁がありますので、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、やはりフェンスに変えた場合、メッシュというふうにおっしゃいましたけれども、金網か何かのあれかもしれませんが、それに変わった場合、一度やっぱり実態調査をしてほしいなというふうに思う。それによって影響度がどれぐらいかわかりませんが、やはりもう一度見直す機会を設けてほしいなと、そのことは申し上げておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 防音壁の設置ということになりますと、いわゆる費用の問題

等々も出てまいりますので、検討の中での一つの要因であったことは事実でございます。

ただ、防音対策ということになりますと、防音壁だけではなしに窓そのものに対する対応ということも考えられますので、一定、私が今申し上げましたような状況の中で、今議員ご指摘のような状況調査する中でそういう騒音対策について追加の、例えば窓に防音の加工をするといったことになろうかと思いますが、そういった必要があればまた努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひ、設置後になるかもしれませんが、ちょっと状況は確認をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もう1点、さっきちょっと落としていましたんですけれども、聞くのがね。これ小中一貫で一体型ということで、もう先6年ですか、あと。そのときまでにちょっと辛抱できるのかできないのか。今、敢えてここでやって、6年先にあそこはもう不使用です。そのときに、費用対効果で考えてどうなのか。これ1,056万、防音壁にすると数千万、それはわかります。それで、今、現実ここでやらなあかんものかどうか。それをちょっと聞きたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘いただいた点については、正直なところ教育委員会での検討の材料になっていることは事実でございます。やはり防音壁の構造から言いますと、今設置されておりますものが折衷型のもので、本来的な防音壁ということになるともっと高額になると。それが予算を考える中でのやっぱり大きな要因の一つになっておるということでございます。

今のネットフェンス、メッシュフェンスに関しましては、設置施工費は予算の大体3分の1ぐらいだと思います。大半は今あるものの処分費。それがやはり今いろいろマニフェストの関係とかございますので、処分費に600万程度かかってこようかということになりますので、そういった点で将来のことを考えまして、費用対効果も考えた結果であるということでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと私も関連なんですけど、先ほどから騒音の話が出ておりますけれども、この騒音というのは多分マンホールの部分が少しへこんでて、そこをトラレーザなんか通るときにものすごい音がするんです。そこは近隣の住民さんからも夜

中でも本当に爆発音のような音がするというようなこともお聞きしておりまして、そこはそのマンホールをきちんとしてもらえば、一定改善はするかと思うので、そこは京都府の話なので、特に防音壁がなくなるというところもあるので、そこは1回ちょっと調査もしていただきたいなというふうに思います。

それと、この交付金ですね、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、これいつ決定されたんですかね、国のほうでは。

○委員長（浅田晃弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今回の国の1次補正で制度ができたものというふうに理解しております。11月でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 非常に有利な交付金を使っていたかということもあるかと思うので、私はもうできるだけ早くしていただきたいと思っているんですけども、これ繰り越しに上がっていないということは、今年度中、3月中にはもう完成するということがよかったですでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 先ほどおっしゃっていただきました分に加えて、追加いたしますと、やっぱり道路の騒音はマンホールの蓋ですとか、あるいは舗装の継ぎ目、劣化によりますくぼみ、そういったところで、先ほど松本委員もおっしゃいましたトレーラー等の空荷がジャンプする、あの音がほかの場所でも見られますので、これも私、建設部長のときも府にもお願いしておったんですが、そういったところの道路補修をお願いする中で特に京都府の補償工事であったということも含めて、十分な対応をお願いしたいというふうには考えております。

それと、完成時期でございますけれども、撤去と設置におおむね2週間ずつ、都合1カ月ぐらいの工期を見ております。その工事中の騒音等を考えますと、春休みということも考えたんでございますけれども、春休みだけではどうしても工事が終わりませんので、であるならば、今、冬期ということで外の使用も少なからうということもございまして、また先ほどの窓を閉めた状態が冬場の場合はやっぱり一般的でございますので、できるだけ早い時期にと。

これは、金額的には一般競争入札の対象になりますので、年明けに公告等を行いまして、できましたら2月から3月初めぐらいまでには終えたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 最後ですが、当然なんですけれども、歩道が、国道側が歩道ですよ。バス停もございますし、逆側はグラウンドやということもあるので、工事に当たってはくれぐれも事故のないようにそこだけをお願いをしておきたいと思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ただ今の件でございますが、撤去、設置いたします折の、いわゆる安全対策、足場ですとか、いわゆる防音幕等をそういったものを設置をする中でというふうに考えてございますので、当然、ご通行の方に支障のないように配慮を持って対応したいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第67号につきましては終了いたします。

---

#### ◎議案第68号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第8、議案第68号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第68号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第68号議案書、またA4横長の補正予算概要のほうをごらんいただきたいと思います。

人件費の補正のほか、国民健康保険制度の改正に伴うシステムの改修、保険給付費における医療費見込み額の増等によりまして、今回補正をお願いするものでございます。

議案書1ページにございますとおり、今回、補正予算額歳入歳出それぞれ970万1,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,776万6,000円とさせていただくものでございます。

まず、横長の概要のほうをごらんいただけますでしょうか。

1番、職員人件費につきましては、補正額415万6,000円の減額でございます。

これは給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費補正でございます。

続きまして、3番目、電算システム開発費につきましては、27万円の増額でございます。これにつきましては国保制度改正に伴いまして国保システムの改修費の追加を行うものでございます。

次に、4番目、少し飛びまして6番目、7番目に退職被保険者等分に係る療養給付費が318万9,000円、療養費が41万2,000円、高額療養費が149万3,000円のそれぞれ増額でございます。今年度の医療費を精査して、不足見込み額のほうを計上させていただいております。これにつきましては退職被保険者制度の段階的廃止に伴いまして、対象者の数が約40人と減少していることから、予算額も減少しておりまして、今回、対象者が高額な医療費が必要となり、予算不足となったことによるものでございます。

次に、戻りまして5番目、一般被保険者分療養費につきましては、810万5,000円の増額でございます。今年度の医療費を精査し、不足見込み額を計上するものでございます。こちらにつきましては、高額な医療にかかっている被保険者が遡及して資格取得しまして、保険給付費につきましても遡及して支出をする必要があるために計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳入でございますけれども、議案書の6ページ、7ページのほうをごらんください。

まず、第3款府支出金、普通交付金につきましては、保険給付費に要する費用が府から交付されるものでございまして、保険給付費の増額補正に伴いまして、1,319万9,000円を増額計上させていただいております。

その下、第5款繰入金、事務費繰入金につきましては、349万8,000円の減額でございます。これにつきましては、人件費また協同電算処理費、電算システム開発費補正分を繰入金として計上しているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 保険給付費が増というお話が今あって、高額医療費というお話もありましたけれども、全体として現状でいいんですけれども、医療費、療養給付費について担当課としてこの間ちょっと減ったということもありましたけれども、今年度どのような見通しを持っておられるのか、その点だけをお聞きしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 昨年度、医療費につきましては、少し減っているような状況がございまして、赤字も解消できたところではございます。

今年度、医療費の傾向を見ていると、比較的ちょっと増加傾向にはございまして、最近きている医療費では、また少し減ってきているような状況もあるんですけども、最終的にまた冬場になりまして、またインフルエンザとか、はやる時期になってきましたときに、また増えてくる可能性もございます。ちょっと今のところ、ちょっと増えている状況ではございますけれども、最終的には結局は増額になってくるのではないかと  
いうふうには見込んでおります。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第8、議案第68号につきましては終了いたします。

---

#### ◎議案第69号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第9、議案第69号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第69号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第69号議案書、またA4横長の補正予算概要のほうをごらんください。

保険事業勘定におきまして人事異動に伴う人件費について、今回補正をお願いするものでございます。

議案書1ページにございますとおり、今回保険事業勘定の補正予算総額歳入歳出それぞれ70万7,000円を減額させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,406万3,000円とさせていただくものでございます。

まず、横長の概要のほうをごらんください。

職員人件費でございまして、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費分として補正額70万7,000円の減額でございます。

次に、歳入でございしますが、議案書の6ページ、7ページをごらんください。

7 款繰入金でございます。介護認定事務費繰入金及びその他事務費繰入金について人件費の減額分に伴い減額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第 9、議案第 6 9 号につきましては終了いたします。

---

### ◎議案第 6 7 号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） 審査が全て終わりましたので、議案番号順に直ちに討論、採決に入ります。

まず、議案第 6 7 号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第 6 7 号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第 6 7 号、平成 3 0 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 4 号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

### ◎議案第 6 8 号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第 6 8 号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第 6 8 号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第 6 8 号、平成 3 0 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

**◎議案第69号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第69号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第69号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第69号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

**◎議案第70号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第70号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第70号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第70号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

**◎議案第71号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第71号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第71号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第71号、平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決すべきものと決しました。



---

**◎議案第72号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第72号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第72号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第72号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

---

**◎議案第73号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第73号の討論を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第73号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手多数であります。よって議案第73号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

---

**◎議案第74号の討論、採決**

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第74号の討論を行います。

ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 反対の立場から討論をいたします。

先日、地方紙に期末手当の額が報道されました。議員についても同様でございます。

私、この報道を見た住民の方から、結構多くの方から、議員さん、こんなにもらってはるんかというようなお声をお聞きをいたしました。今、非正規雇用や年金生活者の暮らし、非常に厳しい中、私は住民の理解というのは、現時点でも得られていないという

ふうに思います。これをさらに引き上げることについては反対といたします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第74号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手多数であります。よって議案第74号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託をされた議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月19日の本会議において討論される方は、配付をしております討論通告書を12月17日月曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会することにいたします。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時35分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長            浅   田   晃   弘